

事業計画

☆前回の行動計画 改定後の新規事業

第 1 章

あらゆる分野への参画の促進

男女を問わず全ての人々が、自分の人生に満足感・安心感を得て、生きがいのある充実した生活を送るために、性別に関係なく、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、誰もが対等な立場で参画し、個性と能力を発揮できる男女平等参画社会の実現が求められています。

しかし、現状では、女性の参画状況は国際的に見ても低い水準にあり、 女性の個性や能力が十分に活かされているとは言えません。

女性が個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、男性のライフスタイルの選択の幅を広げ、お互いの人生をより豊かなものにすることにもつながります。また、男女が様々な分野に共に参画することで多様な視点・価値観を取り入れ、それぞれの分野が新たに発展していくことも期待できます。とりわけ女性が、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野で活躍できるようにしていく必要があります。

1. あらゆる分野への参画の促進

(1)働く場における男女平等参画の促進

- ①均等な雇用機会の確保
 - ア ポジティブ・アクションの推進
 - イ 雇用機会均等に関する普及啓発
 - ウ 都庁内における男女平等参画
- ア 職場における女性の能力発 揮·参画の推進
- イ 相談・研修等
- ② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備
 - ア 多様な働き方を推進するための雇 用環境整備
- ア 多様な働き方を推進するため の雇用環境整備
- ③ 起業家・自営業者への支援

ア 起業家・自営業者への支援

ア 起業家・自営業者への支援

- ④ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
 - ア 育児や介護等を理由とする離職者 に対する再就職支援
- ア 育児や介護等を理由とする 離職者に対する再就職支援

(2)社会・地域活動への参画促進

- ① 政治・行政分野への参画促進
 - ア 政治・行政分野における男女平等 参画の促進
- ア 政治・行政分野における男女 平等参画の促進
- ② 地域・防災分野への参画促進
 - ア 地域・防災分野における男女平等 参画の促進
- ア 地域・防災分野における男女 平等参画の促進
- イ 男性の参画促進
- ③ 教育分野への参画促進
 - ア 教育分野における男女平等参画 の促進

(1) 働く場における男女平等参画の促進

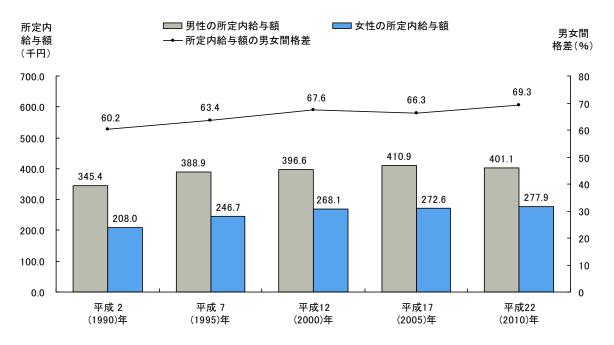
① 均等な雇用機会の確保

| 雇用の分野において、女性も男性も、能力を十分に発揮する機会 | 及び待遇の確保を図ります。

■現状・課題

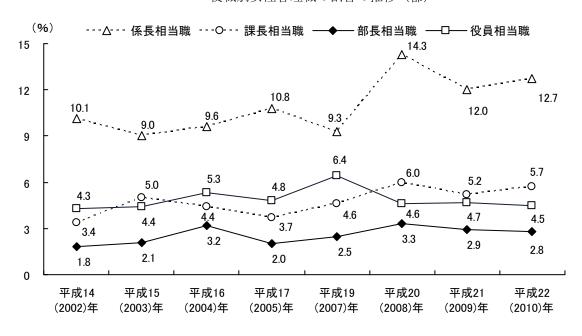
- 雇用の分野において、女性も男性も、能力を十分に発揮する機会及び待遇が確保されることは、男女平等参画社会の実現にとって、極めて重要です。
- そのため、都においては、これまで男女雇用機会均等法の普及啓発を推進することや、 企業における女性の能力発揮のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を都 と事業者とが協力して推進することなどに取り組んできました。
- しかし、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によると、所定内給与額の男女間格 差は緩やかに縮小しているものの、女性の所定内給与額は男性の7割程度にとどまって います。
- また、平成22年度の東京都男女雇用平等参画状況調査によると、都内事業所の管理職に占める女性の割合は、係長相当職でも1割程度にとどまっており、今後、管理的地位での女性の活躍をより一層促進していく必要があります。
- 平成 21 年度の東京都男女雇用平等参画状況調査では、事業所の7割程度がポジティブ・アクションを進めていくべきと考えており、5割程度が実際にポジティブ・アクションの取組が進んでいると考えています。しかし、取組が進んでいない事業所の4割強は現状のままでも問題ないと考えており、ポジティブ・アクションの意義が十分に浸透していない状況です。
- 平成 19 年施行の改正男女雇用機会均等法には、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止や間接差別の禁止などについて、新たに規定が盛り込まれました。法改正を踏まえた都内の事業所の対応は進みつつありますが、平成 19 年度の東京都男女雇用平等参画状況調査によると、女性従業員の5割弱は、法制度が整備されても実際に企業が男女を均等に扱うことは難しいと考えています。
- 現在の社会情勢は、激動期とも言うべき状態にあり、その情勢の動きは極めて変化に富んだものです。そのため、変化への適応力を備えることができない企業は事業の継続が図れない状況にあります。既に、労働力人口減少社会に突入している状況下では、最も重要な経営資源である人材、特に女性が能力を十分に発揮して活躍できるかが、変化に適応して成長を続ける上での鍵となっています。

所定内給与額の男女間格差の推移(都)



資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

役職別女性管理職の割合の推移(都)



資料:東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」 注:平成18(2006)年度はデータなし

■取組の方向性

- 職場における男女の均等な機会及び待遇の確保を徹底し、事実上生じている男女労働者間の格差の解消を図ります。
- 企業の経営戦略やCSR(企業の社会的責任)の視点も踏まえ、職務や個人の能力に 基づく雇用管理を実現し、女性の能力が十分に発揮できるようにする取組を進めていき ます。

〈都の施策〉

アーポジティブ・アクションの推進

- 企業の経営戦略やCSR (企業の社会的責任)の視点も踏まえ、女性の能力発揮を進めるための積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)を、都と事業者とが協力して推進します。
- 事業者による積極的な取組を促すため、積極的改善措置(ポジティブ・アクション) の効果やその意義について、優良事例の紹介等を通じて事業者への啓発を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
1	男女平等参画状	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏	産業労働局
	況調査の実施	まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平	
		等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施	
		策に活用します。	
2	事業者団体との	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をは	生活文化局
	連絡会等	じめ、参画促進のための助言、意見交換を行いま	産業労働局
		す。	
3	ポジティブ・ア	男女平等参画を進める会及び東京ウィメンズプラ	生活文化局
	クションの推進	ザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるた	
		めの積極的取組の促進を図ります。	
		女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女	産業労働局
		性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジテ	
		ィブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及	
		啓発を行います。	
		関係法令や女性の活用事例等について、事業主や	
		企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企	
		業の取組を支援します。	

イ 雇用機会均等に関する普及啓発

○ 雇用の分野における男女平等参画を推進するために、男女雇用機会均等法や関連する 法制度等の内容について周知徹底を図ります。

番号	事業名	事業概要	所管局
4	男女雇用平等啓	雇用の分野における男女平等参画を推進するた	産業労働局
	発資料の発行	め、男女雇用平等に関する資料を発行します。	

番号	事業名	事業概要	所管局
5	男女雇用平等セ	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の	産業労働局
	ミナーの実施	場における男女の均等な機会と待遇を促進するた	
		めに、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等	
		に関する啓発活動を実施します。	

ウ 都庁内における男女平等参画

○ 男女平等参画を推進するために、東京都自らが男女平等参画を更に進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
6	管理職選考受験	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積	各局
	の奨励	極的に奨励します。	
7	採用及び職域の	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練	各局
	拡大に当たって	等において、男女平等の徹底を図ります。	
	の男女平等の徹		
	底		

〈都民・事業者の取組〉

ア 職場における女性の能力発揮・参画の推進

○ 働く人が性別にかかわりなくその能力を発揮できるようにするため、経営戦略やCSR(企業の社会的責任)の視点も踏まえ、女性の能力発揮のための取組を積極的に進めます。また、多様な人材の活躍を促進することで、企業自体を発展させるとともに、活力ある社会をつくっていきます。

番号	項目	概 要	団体名
1	懇談会等で検討	☆(1)女性の能力開発支援に係るセミナー等を開	商工会議所
		催します。	
		☆(2)「女性の活躍推進協議会」への協力を行います。	
		(1)企業における女性活用の推進	東京経営者
		「女性の活躍推進協議会」(日本経団連など事業主	協会
		団体と厚生労働省共同で運営)へ協力し、同会へ	
		の提言を会員に通知します。	
		☆(2)シンポジウムの開催	
		東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共	
		同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍	
		推進」等をテーマとしたシンポジウムを開催しま	
		す。	
		均等な雇用機会について協会の関係委員会等で検	書籍出版協
		討。適性、能力に応じた公平な雇用を促進します。	会
2	職場での男女平	男女雇用機会均等法の周知や、雇用環境整備に関	商工会連合
	等参画の促進	する資料等の配布を行います。	会
		女性の参画の推進	中小企業団
		団体役員及び事務局長に女性の登用を促進しま	体中央会
		す。	

番号	項目	概 要	団体名
	職場での男女平	連合会役員への女性の登用を促進します。	工業団体連
	等参画の促進		合会
		☆私立大学における組織運営・経営面での活性化、	私大連盟
		構成員の意識改革、制度改革の格段の進展を企図し	
		て、シンポジウム等の開催を通じ、男女共同参画を	
		推進するための指針(規則・規定)等の制定、組織	
		や委員会等の設置の必要性の啓発を行います。	
		☆シンポジウム等の開催を通じ、加盟大学における	
		積極的改善措置(ポジティブ・アクション)に係る	
		事例報告を通じた情報の共有を行います。	
		☆雇用における男女平等確保のため、男女雇用機会	連合東京
		均等法等の実効性確保を図る取組を進めます。	
		(1)男女雇用機会均等法の周知・学習会の実施	
		(2)各組織での取組状況の点検と課題認識	
		各会員生協の職場での男女平等参画を促進します。	生活協同組
		(1)基盤整備	合連合会
		①職員組織における基盤整備の拡充と点検、推進の	
		強化を図ります。	
		②人事配置等に関する状況把握と日本生協連ガイド	
		ラインへのアプローチを行います。	
		③職員教育の推進に向けた情報交換の場の設定、ツ	
		ール等の紹介、普及を行います。	
		(2)男女職員の能力発揮促進	
		①女性職員のリーダーシップ研修等を紹介します。	
		②ポジティブ・アクションに関する取組事例の情報	
		収集と広報を行います。	
		(3)男女平等参画型の職員組織づくり	
		賃金格差の是正に関する取組を行います。	
		☆女性管理職を増やすことをテーマに女性管理職育	中小企業家
		成のためのセミナーや経営者向けの啓発事業を行い	同友会
		ます。	

イー相談・研修等

○ 男女雇用機会均等法の周知、相談・情報提供等により、男女を問わず、能力を十分に 発揮できる機会及び待遇の確保を図ります。

番号	項目	概 要	団体名
3	相談・情報提供	男女雇用機会均等法関係への対応	東京経営者
		(1)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務	協会
		を行います。	
		(2)国、東京都の啓発活動に対する協力を行います。	
		均等な雇用機会の確保に向けた環境づくりのため、	工業団体連
		採用昇進などについての関係法令の普及に努めま	合会
		す。	
		男女雇用機会均等法等に関連する法制度について、	書籍出版協
		会員社への周知を図り、就業規則など関連規程の改	会
		定に向けた支援を行います。	
		(1)関係法令の周知を図ります。	雑誌協会
		(2)職場環境整備のための相談・助言を行います。	
4	研修の実施	学校管理者や人事労務担当者を対象に就業規則・労	専修学校各
		働契約・人事問題について、男女平等参画の視点を	種学校協会
		踏まえて、その対応と解決のための研修を実施しま	
		す。	

② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備

目標

男女を問わず、個人がその意欲・能力や価値観、ライフステージの変化に応じて、多様で柔軟な働き方を選択できる雇用環境整備を推進します。また、パートタイム労働・派遣労働の関連法規を周知徹底し、その遵守を促すとともに、パートタイム労働者や派遣労働者などの適正な労働条件の確保を図ります。

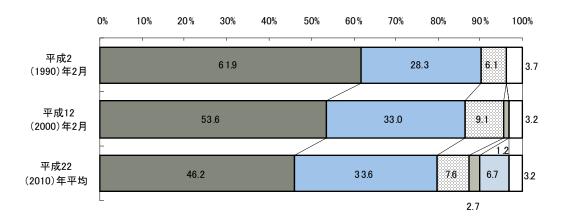
■現状・課題

- 産業構造の変化や経済のグローバル化などの影響により、雇用形態が多様化しています。性別や年齢を問わず、個人がその意欲・能力や価値観に応じて、多様で柔軟な働き方をライフステージの変化に対応しながら選択でき、働きに見合った適正な処遇が確保されることは、女性の能力発揮を促進し、実質的な男女の平等を確保する上で重要な課題です。
- しかし、結婚や出産後に女性が就労を希望しても実現できないという場合が少なくありません。全国の有配偶女性の労働力率は、昭和50年と比較して20歳代後半で20ポイント以上、30歳代前半で10ポイント以上上昇しているものの、依然5割程度にとどまっています。また、全国の25歳から44歳の女性の非労働力人口の3割程度は就業を希望していますが、適当な仕事がなかったり、家事・育児のために仕事が続けられそうにないという理由から、求職活動自体を諦めています。
- 雇用を取り巻く情勢の変化により、若年層を中心に、企業におけるパート・アルバイト、派遣・契約社員等の正社員以外の労働者が増えています。総務省の「労働力調査」によると雇用者に占める正社員の割合が減少を続けており、特に女性はその傾向が顕著です。全国で昭和59年に女性雇用者の7割と男性雇用者の9割が正社員であったのに対し、平成21年には女性の5割弱、男性の8割にまで減少しています。総務省の「就業構造基本調査」によると、15~24歳の若年層では昭和62年に男女とも正社員が7割以上を占めていたのに対し、平成19年には5割前後に減少しています。
- また、依然として、正社員とパートタイム労働者の所定内給与額の格差があるなど、 処遇がその働きに見合っていない状況があります。東京都の「平成 21 年度中小企業等労 働条件実態調査 (パートタイマーに関する実態調査)」では、パートタイムという働き方 を選んだ理由として「正社員として適当な仕事が見つからなかったから」が男女とも3 割前後を占めています。
- 正社員以外の労働者は、正社員と比べて能力開発の機会に恵まれず、職業能力が蓄積 されないなど、十分なキャリア形成ができない事例も見受けられます。そこで、多様な 働き方を利用して柔軟に働くことのできる仕組みをつくるための基盤整備として、パー トタイム労働者などの処遇について、正社員との均衡を考慮した取組を一層進める必要 があります。
- パートタイム労働者や派遣労働者などは、正社員に比べて不安定な雇用環境の下で働くケースも少なくありません。平成22年度には、パート・アルバイトや派遣労働に関する相談が、東京都の労働相談全体の2割弱を占めています。
- 平成20年4月には、パートタイム労働者がその能力をより一層有効に発揮することができる雇用環境を整備することを目的とした改正パートタイム労働法が施行され、労働条件の明示や正社員への転換制度の導入などの措置が設けられました。しかし、都の上記調査では、この法改正の内容を概ね知っていたのは男女とも1割前後にとどまってい

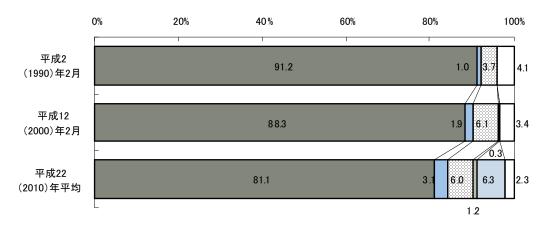
ます。今後、パートタイム労働者の雇用環境の改善を図る必要があるとともに、一人一人のパートタイム労働者に対する支援策の周知が課題です。

- 一方、正社員については、雇用の安定性、収入、福利厚生等の面で優遇された状況にある一方で、長時間労働であったり転勤が発生する場合もあるなど、特に出産・育児の負担を担うことが多い女性にとっては、正社員として働き続けることを困難にしてきた面があります。しかし、近年、正社員にも、短時間正社員*、勤務地限定正社員*、職種限定正社員といった多様な形態が出てきています。その背景には、正社員において、過重労働によるメンタルヘルス面の問題、業務効率の低下、離職率の増加、人材の活力の低下等の問題が目立つようになってきたことがあると言えます。
- また、企業の中には、正社員以外の労働者の意欲を高めるといった目的で、正社員以外の労働者から正社員に転換できるような制度運用に取り組むところも出てきています。 総務省の「就業構造基本調査」では、正社員以外の労働者から正社員への転職は、男性で4割、女性で2割であり、正社員から正社員以外の労働者への転職は、男性で3割弱、女性で5割強となっています。一方、正社員以外の労働者から正社員以外の労働者への転職が男性で6割、女性で8割弱おり、一定の流動性はあるものの、特に女性の正社員への転職が難しい傾向が伺えます。
- 厚生労働省の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、企業が正社員以外の労働者を活用する理由として、約4割が「賃金の節約」を挙げており、企業側が正社員の雇用に伴う労務コストについて問題意識を持っていることが伺えます。しかし、約5割が「良質な人材の確保」「仕事に対する責任感」を問題点として挙げるなど、正社員以外の労働者の活用上の課題も挙げられています。
- 今の正社員の待遇をそのままにして、正社員以外の労働者を一気に現状の正社員にすることは、グローバル経済の中で国際競争を勝ち残るためなど、経営の観点から総人件費を増やせないと考えている企業にとっては、ハードルが極めて高いものです。また、正社員以外の労働者が必ずしも正社員になることを望まない場合も考えられます。そのため、短時間正社員や勤務地限定正社員等の多様な正社員は、従来イメージする正社員と正社員以外の労働者の中間的な働き方とも言えるもので、雇用の安定と責任や拘束度の面から男女にかかわらず、働く者にとってのメリットがあると考えられます。こうした多様な働き方を労働者が必要に応じて選択することができ、また、働き方に対応して納得性の高い処遇を得られるような雇用環境を整えていくことが求められます。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)だけでなく、女性や高齢者等の多様な人材の活躍を推進するという観点からも、正社員の働き方を見直し、短時間正社員制度等の多様な就業形態の普及を進めるなど雇用環境を整備する必要があります。その際には、個人がどのような働き方を選択するにしても、能力が発揮でき、働き方に対応した適正な処遇が行われるよう努めることが求められます。

〈女性〉 ■正規の職員・従業員 ■パート 図アルバイト ■労働者派遣事業所の派遣社員 ■契約社員・嘱託 □その他



〈男性〉 ■正規の職員・従業員 □パート 図アルバイト □労働者派遣事業所の派遣社員 □契約社員・嘱託 □その他



資料:総務省「労働力調査」

■取組の方向性

- ライフステージに応じた多様な働き方に対する男女のニーズを念頭に、希望する働き方を主体的に選択することが可能な社会の実現を目指します。そのためには、国など関係機関との連携によって企業に対する啓発を推進し、多様な働き方に対する企業の意識を高めていきます。
- 正社員と比べて不安定な雇用状態に置かれているパートタイム労働者や派遣労働者等に対する相談窓口を周知するほか、企業及び労働者自身に対して、パートタイム労働法等の関係法令や各種制度を啓発することなどを通して、雇用環境の整備を図ります。

*短時間正社員

他の正規型のフルタイムの労働者(※)と比べて、その所定労働時間(所定労働日数)が短い正規型の労働者であって、次のいずれにも該当する労働者をいいます。

- ①期間の定めのない労働契約を締結している者
- ②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等である者
 - ※ 正規型のフルタイムの労働者:1日の所定労働時間が8時間程度で週5日勤務を基本とする、正規型の労働者

(厚生労働省「短時間正社員制度導入ナビ」から引用)

*勤務地限定正社員

勤務地を一定の地域内に限定して、その範囲内において職場に勤務する正規型の労働者をいいます。「地域限定社員」または「エリア限定社員」ともいいます。

〈都の施策〉

アー多様な働き方を推進するための雇用環境整備

- 男女を問わず、ライフスタイルやライフステージに応じて柔軟に働き方を選択できるよう、企業の取組を促進します。特に個別企業における取組が難しい中小企業への具体的な支援を進めます。
- パートタイム労働者や派遣労働者の適正な雇用管理と労働条件を確保するための普及 啓発・相談等を行うとともに、能力開発等の支援を行っていきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
8	パートアドバイ	パートアドバイザーが事業者を訪問して、パートタ	産業労働局
	ザー制度	イム労働法を始めとする関係法令の普及啓発、パー	
		トタイム労働者の雇用管理についてのアドバイス	
		を行います。	
9	労働相談の実施	労働相談(東京都ろうどう 110 番)	産業労働局
		労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働	
		者等の相談に応じます。	
		パート・派遣・契約社員等電話総合相談会	
		労働相談情報センターの労働相談担当職員のほか、	
		弁護士、税理士、社会保険労務士により、パート・	
		派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相	
		談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	
10	普及啓発の推進	多様な働き方セミナー	産業労働局
		パート・派遣・契約社員等の多様な就労形態に関す	
		る労使の正しい理解を深め、適正な雇用管理が行わ	
		れるよう、多様な働き方についてのセミナーを実施	
		します。	
		普及啓発資料の発行	
		パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働	
		条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関	
		する基本的な事項を分かりやすくまとめた普及啓	
		発資料を作成します。	
11	しごとセンター	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社	産業労働局
	事業の推進(多様	員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など	
	な働き方に対す	雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択でき	
	る支援)	るよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、	
		普及セミナーの開催、Web 上での情報サイトの運営	
		など、総合的な情報提供による支援を実施します。	
12	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対	産業労働局
		象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう	
		職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にした	
		キャリア・アップのための短期訓練も行います。ま	
		た、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図り	
		ます。	

番号	事業名	事業概要	所管局
13	非正規労働者雇	パートタイム労働者等の雇用環境整備に取り組む	産業労働局
	用環境整備企業	中小企業(トライ企業)に対して専門家を無料で派	
	の支援	遣し、具体的な助言を行います。また、特に優れた	
		取組を行う企業をモデル企業に指定します。好事例	
		についてはホームページ等で公表し、成果の普及を	
		図ります。	

〈都民・事業者の取組〉

ア 多様な働き方を推進するための雇用環境整備

- ライフスタイルやライフステージに応じて柔軟に働き方を選択できる環境を整備する とともに、パートタイム労働者や派遣労働者等をいかせる仕組みをつくっていきます。
- パートタイム労働・派遣労働等の関連法規を正しく理解するため、資料提供、研修会の 実施等を行うとともに、パートタイム労働指針等に基づき、職務と処遇や労働条件のバラ ンスを確保します。

番号	項目	概 要	団体名
5	環境整備	短時間勤務制度や在宅勤務の導入、企業組合制度の	中小企業団
		活用など、男女双方がライフステージに応じて柔軟	体中央会
		に働き方を選択できる環境整備に向け、各種の情報	
		提供を行います。	
6	キャリア形成支	求職者支援訓練事業	専修学校各
	援	専門学校での施設等を利用して職業訓練を実施し、	種学校協会
		意欲や適性に見合った多様な働き方を提案します。	
7	パート・派遣労働	☆(1)多様な働き方の推進を始めとした、中小企業	商工会議所
	者の雇用環境整	の雇用労働環境整備に係るセミナー等を開催しま	
	備	す。	
		(2)パートタイム労働法、労働者派遣法の周知を図	
		ります。	
		パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を行い	商工会連合
		ます。	会
		パートタイム労働者や派遣労働者活用に関する情	中小企業団
		報の提供や雇用管理についての相談等を行い、就業	体中央会
		環境の整備を進めます。	
		パートタイム労働法や労働者派遣法等関連法規の	
		資料提供やホームページ、情報誌等で改正内容の周	
		知を進めます。	
		パート従業員等非正規職員の雇用環境を改善する	工業団体連
		ため、国や東京都の施策の普及啓発に努めます。	合会
		☆育児・介護中の短時間正規雇用での勤務継続や再	医師会
		就業に向けた総合的な支援を促進させます。	

番号	項目	概 要	団体名
	パート・派遣労働	☆パート労働法や労働者派遣法等の周知及び学習	連合東京
	者の雇用環境整	会の開催により、非正規労働者(パート・契約・請	
	備	負・派遣労働者) の処遇改善・均等待遇実現のため	
		の取組を進めます。	
		(1) 定時職員 (パート) や嘱託職員の位置づけや処	生活協同組
		遇に関する情報収集と広報を行います。	合連合会
		(2)日常的な職員教育の推進と女性のスキルアップ	
		研修の促進を図ります。	
		(3)適正な人事配置と職場の環境改善を図ります。	
		(4) 定時職員 (パート) や嘱託職員の登用制度の拡	
		充を図ります。	
		(5)男女職員の育児・介護休業取得の推進と職場環	
		境の整備を図ります。	
		☆経営者と人事総務担当者等を対象とした労働法	中小企業家
		を学ぶ勉強会を実施します。	同友会

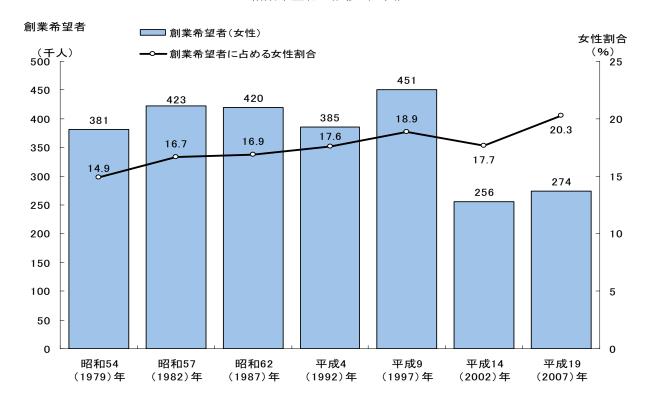
③ 起業家・自営業者への支援

世標 女性が起業家や自営業者として、主体的に個性や能力をいかして 働ける環境を整備します。

■現状・課題

- 社会経済情勢が著しく変化する中にあって、その変化に柔軟かつ創造的に対応できる 意欲ある起業家や商店・小工場などの自営業者は、東京の活力を生み出します。近年で は、インターネット環境など情報通信ネットワークや機器の機能向上が進み、育児や介 護のように女性が蓄積してきたノウハウを活かして企業やNPOを起こす例もあります。
- 起業・自営業は、女性の参画が十分に期待できる分野でもあります。総務省の「就業構造基本調査」によると、全国の創業希望者に占める女性の比率は上昇の傾向にあり、起業に対する女性の意識が高まりつつあることが分かります。また、起業・自営業という働き方は、仕事の量や場所・時間などを自分自身で決めることができるため、出産や育児を終えた女性の就労への復帰に当たっての受け皿となっている面もあります。自由に仕事ができるという観点から、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確立につながることも期待されます。
- 一方で、自営業者や農林水産業など家族経営が行われている分野では、経営と生活が 密接になっており、その分離が難しい場合も見受けられます。女性が身近で働くことが 可能である反面、労働時間が長くなったり、育児・介護等の負担が女性にかかりやすい 面があります。今後、自営業や農林水産業において女性の経営の参画を支援することと 併せて、育児・介護等の負担を軽減するための取組が求められます。

創業希望者の推移(全国)



資料:総務省「就業構造基本調査」

■取組の方向性

- 創業時に必要な資金の融資や創業環境の整備等を通じて、女性の起業家の活躍を支援 していきます。
- 自営業や農林水産業に携わる女性の育児・介護等の負担の軽減を図るとともに、その 貢献に見合うよう経営等への参画を促進していきます。

〈都の施策〉

ア 起業家・自営業者への支援

- 企業やNPOを起こす女性や自営業を営む女性に、必要な支援を行います。
- 自営業者や農林水産業の分野で働く女性の負担を軽減し、経営等への女性の参画を促進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
14	創業支援の融	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資	産業労働局
	資	金を融資します。	
15	TOKYO 起業塾の	起業のためのセミナーの開催、創業相談や現地支	産業労働局
	実施	援、交流の場の提供など、総合的な起業家支援を行	
		います。	
16	創業支援施設	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフ	産業労働局
	の提供	ィスの提供、技術提供等の創業環境の整備を行いま	
		す。	
17	農業改良特別	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経	産業労働局
	普及指導事業	営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、	
	の実施	男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・	
		起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	
18	しごとセンタ	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社	産業労働局
	一事業の推進	員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など	
	(多様な働き方	雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択でき	
	に対する支援)	るよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、	
		普及セミナーの開催、Web 上での情報サイトの運営	
		など、総合的な情報提供による支援を実施します。	
		(再掲 No. 11 参照)	

〈都民・事業者の取組〉

アー起業家・自営業者への支援

○ 企業やNPOを起こす女性や自営業を営む女性への情報提供、ネットワークづくりなどを推進します。

番号	項目	概 要	団体名
8	活動支援	起業家を目指す女性を対象にしたセミナーや講座	商工会連合
		等を実施するなど、様々な形で女性の創業を支援し	会
		ます。	
		連合会ないし、傘下の多摩地域商工会で本事業を引	
		き続き実施するよう、働きかけを行います。	

番号	項目	概 要	団体名
9	女性部の設置	女性部の組織化等に関する事業	商店街振興
		(1)区市商店街連合会の女性部の設立を促進しま	組合連合会
		す。	
		(2)地域の活動等の情報交換の場を設けます。	
10	相談·情報提供	(1)起業家・自営業者の組織化のための情報提供を	中小企業団
		行います。	体中央会
		(2)中小企業関連法規や支援施策の周知及び情報提	
		供を行います。	
		(3)自ら就労の場所を創出したいシニア世代の男女	
		に対する創業を支援します。	
		「商店街ニュース」及びホームページを使い啓発活	商店街振興
		動に努め、会員の理解を深めます。	組合連合会
		(1)東京都の男女平等参画推進に関する情報提供を	
		行います。	
		(2)各地域での事例紹介等を行います。	
		著作権問題、出版経理、IT化及び流通改善等の相	書籍出版協
		談に対応します。	会
		(1)モデル事業や人材育成のためのカリキュラム整	NPOサポ
		備を行い、NPOに対する起業サポートや職業訓練	ートセンタ
		の体制を整備します。	_
		(2) NPOやコミュニティビジネスの起業に対し	
		て、ワンストップサービスによる支援を行います。	
		①人材育成、資金調達、コンサルティング等のワン	
		ストップサービスを実施します(ワンドアセンター	
		の設立)。	
		②シニアコンサルタントの登録を増やします。	

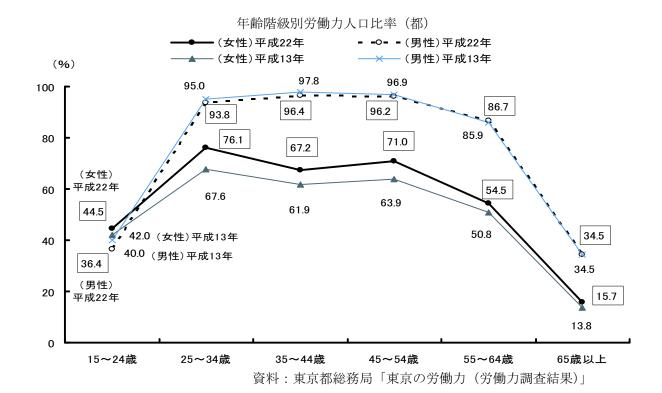
④ 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援

目標

男女が共に、意欲と能力を発揮して様々な分野で活躍できる社会の実現に向けて、育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援を推進します。

■現状・課題

- 東京の活力を維持向上させていくためには、男女を問わず一人一人が社会の担い手 として、個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が選択でき、意欲が持てる 社会を作ることが重要です。
- しかし、女性の社会参画が進んだといわれる現在でも、我が国の女性の典型的な就業パターンは、結婚や出産を機に労働市場から離脱するという形であり、女性の年齢階級別労働力人口比率は、30歳台後半~40歳台前半が前後の年代に比べて低い状態であるという、いわゆる「M字カーブ」を示しています。M字の底は上昇していますが、同年齢層における潜在的労働力率が8割近いことを考えると、働きたいと考えている女性が働けるようにはなっていないことが分かります。平成22年度の東京都男女雇用平等参画状況調査によると、育児や介護のために一度退職した従業員に対する再雇用制度がある事業所は、全体の1割以下にとどまっています。育児や介護等のためにいったん家庭に入った後に再び仕事に戻ろうとしても、長期にわたる離職期間などが影響して、希望する仕事に就くことが困難な状況にあると言えます。
- 育児等で一度離職した人が仕事の場に復帰する場合、再就職や起業のほかに、自らの 関心の深い分野でNPO活動に携わる例もあります。このように、育児等で一度離職し た人が意欲と能力を活かして仕事の場に復帰できる環境をつくることは、男女平等参画 社会の実現のみならず、安心して子供を生み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実 現することにもつながり、少子化対策にも寄与します。



■取組の方向性

○ 育児や介護等を理由にした離職者が意欲と能力をいかして仕事の場に復帰できるよう 支援するとともに、再就職の機会の提供や再就職した後の職場環境の整備など、事業者 等の取組を促進していきます。

〈都の施策〉

ア 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援

- 育児や介護等を理由にした離職者の再就職や起業を支援するため、対象者が利用しや すく効果的な講習等を実施し、就業の実現まで総合的な支援を実施します。
- 育児や介護等を理由にした離職者に対する再就職の機会の提供や、再就職した後に、 従業員が仕事と育児・介護等を両立しながら働ける職場環境の整備など、事業者等の取 組を促進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
19	しごとセンター	業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主	産業労働局
	事業の推進(女性	な対象として、就職ノウハウセミナー、能力開発	
	再就職支援事業)	セミナー、職場体験などを組み合わせた「女性再	
		就職サポートプログラム」を実施します。	
		また、子育て期間中であっても、しごとセンター	
		の再就職支援サービスが受けやすくなるよう、し	
		ごとセンター内に託児室を整備し、派遣保育士を	
		活用した「託児サービス」を実施します。	
		さらに民間就職支援会社によるカウンセリング、	
		求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一	
		貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施しま	
		す。	
20	職業訓練の実施	子育て中の母親について、自宅で子育てしながら、	産業労働局
	(育児離職者や	再就職に向けた職業能力開発を可能とするため、	
	母子家庭の母等	e ラーニング訓練を実施します。また、母子家庭	
	に対する職業訓	の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機	
	練)	関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図りま	
		す。	
21	☆保育つき職業	子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用し	産業労働局
	訓練の実施	た保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提	
		供し、能力開発・早期就業を支援します。	
22	☆医師勤務環境	出産や育児といった女性特有のライフイベント等	福祉保健局
	改善事業(再就業	により職場を離れた女性医師等の再就業が促進で	
	支援対策)	きるよう、現場復帰を目指す医師の復職を支援す	
		る研修等の取組を行う病院に対して補助を実施し	
		ます。	

〈都民・事業者の取組〉

ア 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援

○ 育児や介護等を理由にした離職者に対して、再就職できる環境を整備し、活躍の場を 提供するとともに、従業員が仕事と育児・介護等を両立しながら働ける職場環境の整備 等を図ります。

番号	項目	概 要	団体名
11	活動支援	起業家を目指す女性を対象にしたセミナーや講座	商工会連合
		等を実施するなど、様々な形で女性の創業を支援し	会
		ます。	
		連合会ないし、傘下の多摩地域商工会で本事業を引	
		き続き実施するよう、働きかけを行います。(再掲)	
12	無料職業紹介事	☆看護職に対する利用者のニーズに応じた再就業	看護協会
	業	支援を実施します。	
13	潜在看護職員対	☆(1)居住地近くの病院で再就業支援研修を実施し	
	象に復職支援研	ます。	
	修	(2)離職中の看護職の就業相談を実施します。	
14	活動支援	女性のための顕彰活動により、女性のチャレンジを	ソロプチミ
		支援します。	スト日本東
		女性に機会を与える賞(WOA賞)	リジョン
		対象:扶養家族に対し主たる経済的責任を負ってい	
		る女性で、生活レベルアップを目指して専門学校、	
		大学課程の入学許可を得ていること。かつ経済的援	
		助が必要な女性。	

(2) 社会・地域活動への参画促進

① 政治・行政分野への参画促進

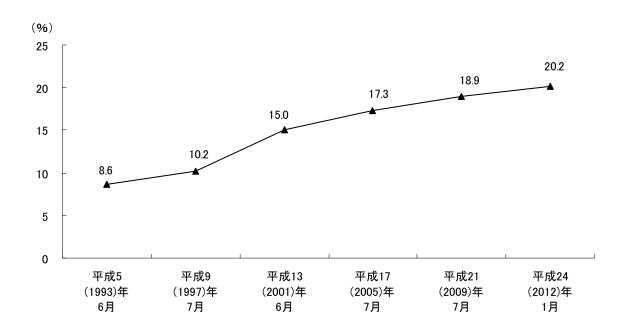
目標

政治・行政分野での活動において、企画、方針・意思決定段階からの女性の参画を促進します。

■現状・課題

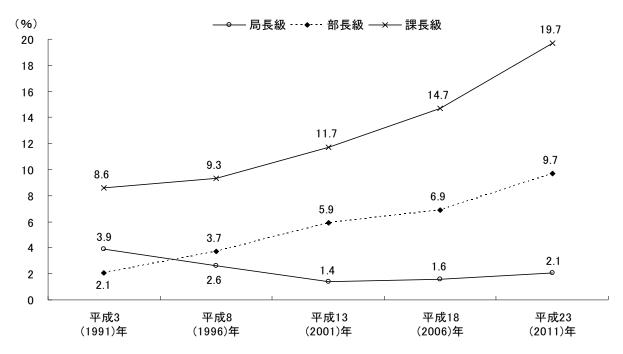
- 男女平等参画社会を実現するためには、男女が政治・行政、地域活動、教育などあらゆる分野における活動に参加することはもとより、企画、方針・意思決定段階に女性の参画を拡大していくことが重要です。
- とりわけ政治・行政の分野において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を 政策に取り入れ実現することにつながるものであり、重要かつ喫緊の課題と言えます。
- 東京都における参画状況を見ると、政治の分野においては、東京都議会議員に占める 女性の割合は増加傾向にあり、平成24年1月現在で20.2%と、全都道府県の中で最も 高くなっています。衆・参両議院議員に占める割合と比較しても、女性の参画が進んで きていますが、まだ十分とは言えません。
- また、行政の分野においては、東京都職員のうち課長級以上の管理職に占める女性の 割合は、平成23年4月現在14.6%であり、全都道府県の中で最も高くなっています。 特に、課長級の職員は5年間で5ポイント増加して19.7%となっています。国や他自治 体と比較すると、女性の参画が進んでいる状況にありますが、引き続き都庁内の男女平 等参画の推進に取り組んでいくことが求められます。
- 〇 一方、東京都の審議会等における女性委員の割合は、ここ数年 20%強で推移しており、 平成 23 年 4 月現在で 21.1%と全都道府県の中で最も低くなっており、今後、女性委員 の任用促進に向け、更なる取組が必要です。

都議会における女性議員の割合の推移(都)



資料:東京都選挙管理委員会

都の管理職に占める女性の割合の推移



資料:東京都人事委員会「都職員の構成」

■取組の方向性

○ 政治・行政分野における女性の参画拡大に向けて、計画的な取組を進めていきます。

〈都の施策〉

ア 政治・行政分野における男女平等参画の促進

○ 政治・行政分野における男女平等参画を進めるために、東京都の審議会等における女 性の任用を促進するなど、東京都自らが男女平等参画を更に推進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
23	審議会等への女	任用計画を策定して、審議会等における女性委員の	各局
	性委員の任用促	任用を促進します。	
	進	平成 28 年度までに 35%以上	
24	管理職選考受験	管理職選考の受験について、男女双方の職員に積極	各局
	の奨励	的に奨励します。(再掲 No.6参照)	
25	採用及び職域の	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等	各局
	拡大に当たって	において、男女平等の徹底を図ります。	
	の男女平等の徹	(再掲 No. 7参照)	
	底		

〈都民・事業者の取組〉

ア 政治・行政分野における男女平等参画の促進

○ 都からの依頼に応じて審議会等に女性委員を参画させるなど、機会を捉えて、都の 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

番号	項目	概 要	団体名
15	政治・行政分野	☆(1)公的審議会に女性委員を積極的に登録します。	連合東京
	への女性の参	☆(2)男女平等に関わる政策・制度要求の推進を図り	
	画	ます。	
		審議会、委員会等における女性委員の割合が半数と	地域婦人団
		なるように、機会を得たら、委員として積極的に参	体連盟
		画します。	

② 地域・防災分野への参画促進

目標

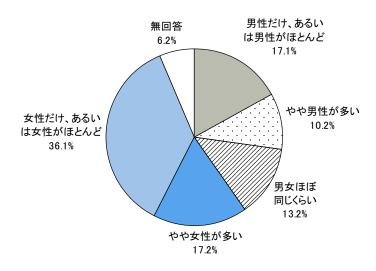
地域・防災分野での活動において、企画、方針・意思決定段階からの女性の参画を促進します。あわせて、従来、男性が少なかった分野への男性の参画を促進します。

■現状・課題

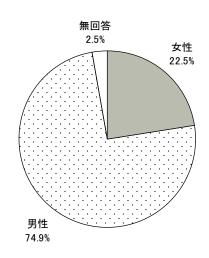
- NPO、ボランティア団体、PTA、町会・自治会、商店街など身近な地域社会においては、女性が中心となって活動を行っている場合も多いものの、役職に就いて方針・意思決定を主体的に行っている女性は多くありません。一方、働く世代の男性の多くは仕事に追われて、地域の活動に参加することが難しい状況にあります。
- 東京都の「男女平等参画に関する世論調査」では、NPO、ボランティア、PTA等の社会活動、地域活動に参加している男性は3割弱、女性は4割弱で、参加できない理由として、男性の6割、女性の4割が「仕事が忙しいから」と回答しています。特に、男性が仕事を理由に社会活動・地域活動に参加しにくい状況にあることが伺えます。
- しかし、地域は生活の拠点であり、男女とも心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないにかかわらず、男女がともに地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。
- 国の第3次男女共同参画基本計画では、「地域、防災・環境その他の分野における男女 共同参画の推進」が重点分野とされています。
- 特に、防災の分野においては、東日本大震災の際に問題が改めて明らかになったように、男女平等参画の視点が不十分であったために、救援物資の配分や避難所の運営等で、男女のニーズの違いに応じた対応ができないといった状況が発生しています。そのような問題を改善していくためには、防災や復興に関する政策・方針決定過程の段階から、女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れて対応していくことが重要です。

市民活動団体の事務局構成スタッフの性別

NPO代表者に占める女性の割合



資料: 内閣府「平成 20 年度市民活動団体等基本調査報告書」



資料:内閣府「平成21年版男女共同参画白書」

■取組の方向性

- 社会に多様な価値観・発想を取り入れるためにも、防災分野(復興も含む。)を含めて、 従来女性が少なかった様々な分野における女性の参画拡大に向けて、計画的な取組を進め ていきます。
- 従来、男性が少なかった分野への男性の参画を促進します。
- 仕事と生活の調和に理解ある社会への転換を図っていくことにより、地域活動への参画 を促進していきます。

く都の施策〉

ア 地域・防災分野における男女平等参画の促進

- 地域・防災分野(復興も含む。)における女性の参画を促進します。
- 従来、男性が少なかった分野への男性の参画を促進します。
- 仕事と生活の調和の意義や重要性を定着させるための取組を実施し、仕事と生活の調和 に理解ある社会への転換を図っていくことにより、地域活動への参画を促進していきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
26	☆男性の社会活	男性が仕事を理由に社会活動・地域活動に参加しに	生活文化局
	動・地域活動への	くい状況にあることを踏まえ、男性の参画について、	
	参加	区市町村担当職員向けの研修内容の一部に加える。	
27	☆防災隣組(防災	女性や子供の視点に立った防災対策を研修項目とし	総務局
	市民組織リーダ	て盛り込みます。	
	一研修)		
28	防災(語学)ボラ	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援す	生活文化局
	ンティア	るため、男女を問わず「東京都防災(語学)ボラン	
		ティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備する	
		とともに、防災の現場における男女平等参画を進め	
		ます。	
29	☆防火防災訓練	地域全体の防災力を高めるため、消防団、災害時支	東京消防庁
	の推進による地	援ボランティア、女性防火組織や福祉関係者が連携	
	域全体の防災力	した訓練を推進します。	
	の強化		
30	☆消防団活動継	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るととも	東京消防庁
	続のための環境	に、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工	
	整備	夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との	
		両立を図ります。	
31	「仕事と生活の	男女平等参画を進める会及び東京ウィメンズプラザ	生活文化局
	調和」の普及	の事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図	
		ります。	
32	☆ワーク・ライ	「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」の普	生活文化局
	フ・バランス推進	及を図るとともに、Web サイト「TOKYOワーク・	
	事業	ライフ・バランス」の運営により、ワーク・ライフ・	
		バランスを推進します。	

〈都民・事業者の取組〉

ア 地域・防災分野における男女平等参画の促進

- 企業、地域、団体等様々な分野における女性の参画を促進していきます。
- 従来、女性が少なかった分野にも新たに活躍の場を広げることや、方針・意思決定を 行う役職に登用することで、多様な価値観・発想を取り入れます。
- 男性が少なかった分野への参画を促進するための対応を進めます。
- 事業者は、過度な長時間労働の改善を含め、「働き方の見直し」の意義や重要性を定着 させるための取組を実施し、従業員が地域活動に参画できるようにしていきます。

番号	項目	概 要	団体名
16	女性の参画・役	JA運営への女性の参画を促進します。	JA東京女
	員の登用	(1)女性のJA加入の促進	性組織協議
		→目標 正組合員に占める女性の割合 25%以上	会
		(2)女性の総代の選出	
		→目標 総代に占める女性の割合 10%以上	
		(3)女性役員の選出	
		→目標 JA1組織に女性理事2名以上	
		協会の会報等により女性の参画を啓発します。	書籍出版協
			会
		☆労働組合における女性の参画を進めるため「男女	連合東京
		平等参画推進委員会」を中心に、更に取組を進めま	
		す。	
		男性がいまだに主要役員を占めている町内会、自治	地域婦人団
		会への女性の参加を促進します。	体連盟
		☆行政とタイアップした男女平等参画を進めるた	生活協同組
		めのイベントを実施します。	合連合会
		(1)地域社会への貢献	ソロプチミ
		行政、他団体とタイアップして女性の地域社会への	スト日本東
		参加を促進します。	リジョン
		(2)女性の社会活動の実践	
		各クラブ単位での講演会や催し物を企画・開催する	
		など、女性の社会活動を実践していきます。	
		(3)提唱活動	
		内閣府男女共同参画推進連携会議や国際ソロプチ	
		ミストアメリカ連盟会議に参加し、提唱活動を行い	
		ます。	
		☆(4)女性のための顕彰活動	
		ヴァイオレット・リチャードソン賞(VRA)	
		対象:ボランティア活動においてリーダーシップを	
		発揮している 14 歳から 17 歳の若い女性。	
		また、表彰後もリーダシップを発揮できる場を提供	
		してリーダーの育成をします。	

番号	項目	概 要	団体名
17	防災分野への	☆災害支援ナースの育成	看護協会
	参画	災害支援ナースの育成により、災害時の関連機関と	
		の連携による被災住民の健康維持に関する支援活	
		動を実施します。	
		☆地域において、防災・災害時に女性の視点から多	地域婦人団
		様な発言をするとともに、日常生活から地域のつな	体連盟
		がり、助け合いを強化します。(東日本大震災の体	
		験から)	
		☆(1)災害発生時の対応に向けた災害ボランティア	ボランティ
		コーディネーターの養成を行います。	ア・市民活動
		☆(2)東日本大震災への対応として被災地の生活復	センター
		興に向けた情報を収集し、NPOや企業など活動団	
		体や活動を希望するボランティアに提供します。	

イ 男性の参画促進

○ 地域活動・PTA等への男性の参画を促進します。

番号	項目	概 要	団体名
18	父親等のPT	父親のPTA参加の促進	公立幼稚園
	A参加	保護者(PTA)として、母親・父親の枠を取り払	PTA連絡
		います。	協議会
		(1)父親にも気軽に参加できる幼稚園PTAの行事	
		を考えます。	
		(2)父親対象の子育て講座等を通し、子育ては母親	
		だけがするものではないことを意識し、理解できる	
		機会を作ります。	
		(3)父親の苦労、母親の苦労を分かち合える対話の	
		場を設けます。	
		(1)男女の固定的な役割意識や慣行を越え、等しく	小学校PT
		PTA活動に参加するためのシステムづくりと意	A協議会
		識啓発を行います。	
		(2) РТАへの父親参加を促進するため、情報交換、	
		環境整備に努め、支援を行います。	
		☆(3)子育てが母親だけの役割、重荷にならないよ	
		うに、家庭の子育てを中心に、家庭での問題、クラ	
		スや学校生活での問題、学力の問題等、保護者同士、	
		あるいは親と教師がつながり問題解決ができる場	
		を提供するため、研修会やPTAの広場を実施しま	
		す。	

番号	項目	概 要	団体名
	父親等のPT	男女双方がPTA活動に参加しやすい環境の整備	公立中学校
	A参加	(1)男性の参加が少ないという現実を踏まえ、活動	PTA協議
		内容や時間等を男性も女性も関わりやすいものと	会
		するようにしていきます。	
		☆(2)男性や働く女性が参加しやすいPTA活動を	
		考え、実践するために学習会を行ないます。	
		男女双方がPTA活動に参加しやすい環境の整備	公立高等学
		体制・活動内容・活動時間などを学校ごとに見直し、	校PTA連
		男性も女性も関わりやすい活動を検討します。特に	合会
		男性の参加が少ないという現実を踏まえて、その原	
		因を追及していきます。	
		男女双方がPTA活動に参加するとともに、お互い	公立高等学
		の活動に積極的に理解・協力しあうなど、活動しや	校定通PT
		すい体制づくり	A連合会
		女性の参画に偏った慣習を改め、男性の参画を進め	
		るような工夫をします。	
		保護者が、男女を問わずPTA活動に参加しやすい	特別支援学
		環境の整備	校PTA連
		(1)PTA役員等の参加について、男性の積極的な	合会
		参加をより一層促します。	
		(2)会議時間の設定等を工夫し、柔軟な活動体制を	
		検討します。	
		(3)活動内容等の意思決定について、男女それぞれ	
		の意見が互いに尊重されるよう工夫します。	
		☆(4) 男性保護者の会(おやじの会等)による行事	
		等の開催を各学校単位で実施します。	
19	男性の地域活	ブロック別地域団体研究協議会の開催方法を工夫	
	動への参加	し、男女平等参画を一層進めます。	体連盟
		組合員活動における男女平等参画の推進	生活協同組
		(1)性別役割分業にとらわれない、男女平等参画の	合連合会
		視点を大切にした組合員活動の展開	
		①交流とネットワークづくりを促進します。	
		②ジェンダー問題理解のための資料の普及、研修会	
		の開催を行います。	
		③男女平等参画に関する気づきや学びあいのため	
		の学習活動や情報提供を継続的に進めます。	
		(2) 男性の活動参加の促進	
		①男性の総代、委員増加事例の収集と情報提供を行	
		います。	
		②多様な企画への男性参加実態の把握・情報提供を	
		行います。	
		③父親・家族を視野に入れた子育て支援活動の事例	
		収集を行います。	

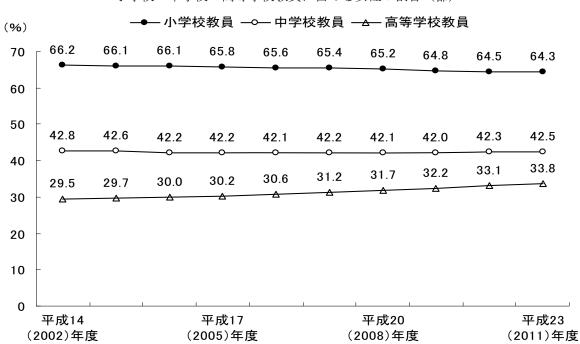
番号	項目	概 要	団体名
	男性の地域活	☆働く世代の男性の多くが仕事に追われ、地域活動	NPOサポ
	動への参加	に参加することが難しい状況にあります。そのた	ートセンタ
		め、定年を迎え、地域活動に参加しようとすると、	<u> </u>
		その方法や相談先が分からずにいます。そこで、定	
		年前後の世代に向けて、「地域活動をはじめるきっ	
		かけづくり」を目的とした講座やサロンを開催しま	
		す。	
20	市民活動への	多様なボランティア、NPO等の市民活動への主体	ボランティ
	参加	的な参加の促進・支援を行います。	ア・市民活動
		(1)研修・講座を開催し、多様な人たちの参画によ	センター
		る市民社会を目指します。	
		①男女及びシニア、企業人等のボランティア、市民	
		活動への参加促進のための研修を行います。	
		②ボランティア、市民活動の体験プログラムを企画	
		し、介護体験、育児体験など多様な参加促進の機会	
		を提供します。	
		☆(2)ボランティア活動、市民活動への参加希望者	
		を対象に体験プログラムの提供を行い、今後の活動	
		のきっかけを提供します。	
		☆(3)ボランティアグループ・NPOで活動したい	
		人のためのガイダンスを実施します。	
		☆(4)ボランティア・市民活動団体が活動する場の	
		提供を行います。	
21	調査	男女平等参画に対する意識調査	地域婦人団
		東京地婦連会員とその家族が、家庭・地域・職場で	体連盟
		の「男女平等参画」の実態をどう捉えているかにつ	
		いて意識調査をし、地域活動で取り組むべき課題に	
		ついて、検証します。	

③ 教育分野への参画促進

報育分野での活動において、企画、方針・意思決定段階からの女性の参画を促進します。

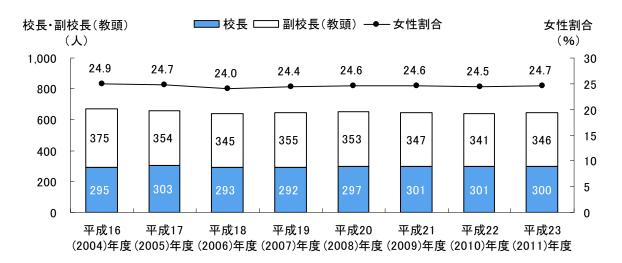
■現状・課題

- 教育の分野においても、女性の能力発揮がそれぞれの組織の活性化に不可欠であるという認識を醸成し、方針・意思決定過程への女性の参画の拡大を図ることが重要です。
- 都内の公立学校における女性の参画状況を見ると、教員に占める女性の割合については、ここ5年間、小学校で60%台半ば、中学校で40%台前半、高等学校で30%台前半で推移しています。これは全国平均とほぼ同水準であり、教育の現場において多くの女性教員が活躍していることが分かります。一方、管理職である校長・副校長(教頭)に占める女性の割合については、小学校では20%台半ばとなっていますが、中学校・高等学校では、全国平均よりは高いものの10%未満となっています。
- 教育分野における男女平等参画を一層推進するため、公立学校に限らず、女性教員の 育成を行っていくことが求められます。



小学校・中学校・高等学校教員に占める女性の割合(都)

資料:東京都教育委員会「公立学校統計調查報告書・学校調查編」



資料:東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書・学校調査編」

■取組の方向性

○ 教育分野の管理的地位における女性の参画拡大に向けた取組を進めます。

〈都の施策〉

ア 教育分野における男女平等参画の促進

○ 教育分野の管理的地位における女性の参画を促進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
33	☆教育管理職候補者	教育管理職を確保するためには、ワーク・ライ	教育庁
	の昇任の猶予	フ・バランスを確保し易い制度の導入が不可欠	
		です。そこで、教育管理職候補者の家族の介護、	
		子の養育等の事情により、職務との両立が困難	
		な場合に、本人の申出により、教育管理職候補	
		期間におけるジョブローテーション及び教育	
		管理職候補者研修の実施を延期し、教育管理職	
		への昇任を猶予します。	
		※都では、教育管理職選考合格者に対して、ジ	
		ョブローテーションや教育管理職候補者研修	
		を行い、管理職としての資質を高めています。	